

障害者雇用納付金制度 事務説明会ご案内 (令和4年度申告申請)

常時雇用している労働者が100人を超えている企業の皆様は申告が必要となります！

開催日時			開催会場		定員	参加対象者 (事業主)
令和4年 2月1日	(火)	13:15～16:00 ※1★ (25分)	二戸地区合同庁舎(岩手県) (1階 会議室)	二戸市	30名	ハローワーク二戸・久慈管内 (納付金・調整金関係)
令和4年 2月3日	(木)	13:15～16:00 ※2★ (25分)	宮古市民総合体育館 シーアリーナ (3階 大会議室)	宮古市	18名	ハローワーク宮古管内 (納付金・調整金関係)
令和4年 2月8日	(火)	13:15～16:00 ※3★ (25分)	ハローワーク大船渡 (1階 会議室)	大船渡市	25名	ハローワーク大船渡管内 (納付金・調整金関係)
令和4年 2月9日	(水)	9:30～12:00 ※4★ (25分)	釜石地区合同庁舎(岩手県) (4階 大会議室)	釜石市	22名	ハローワーク釜石管内 (納付金・調整金関係)
令和4年 2月15日	(火)	13:15～16:00 ★ (30分)	一関保健センター (1階 多目的ホール)	一関市	40名	ハローワーク一関管内 (納付金・調整金関係)
令和4年 2月17日	(水)	13:15～16:00 ★ (15分)	奥州市文化会館Zホール (2階 会議室)	奥州市	34名	ハローワーク水沢管内 (納付金・調整金関係)
令和4年 2月22日	(火)	13:15～16:00 ★ (30分)	ポリテクセンター岩手 (2階 多目的ホール)	花巻市	30名	ハローワーク花巻管内 (納付金・調整金関係)
令和4年 3月3日	(木)	9:45～12:00	いわて県民情報交流センター (アイーナ8階 研修室803)	盛岡市	48名	岩手県全域 初めての事務担当者など
令和4年 3月3日	(木)	13:30～16:15 ★ (30分)	いわて県民情報交流センター (アイーナ8階 研修室803)	盛岡市	48名	ハローワーク盛岡管内 (納付金・調整金関係)
令和4年 3月7日	(月)	13:15～16:00 ★ (30分)	北上オフィスプラザ (2階 セミナールーム)	北上市	20名	ハローワーク北上管内 (納付金・調整金関係)
令和4年 3月9日	(水)	13:30～16:15 ★ (30分)	いわて県民情報交流センター (アイーナ8階 会議室803)	盛岡市	48名	ハローワーク盛岡管内 (納付金・調整金関係)

申告申請手続きを詳しくご案内します。間違いのない申告・申請書作成のためのポイントをお伝えしますのでお気軽にご参加ください。

★感染症対策

- ・受付時の検温を実施
- ・会場への消毒薬の設置
- ・フィジカルディスタンスを確保した会場設定

障害者就業・生活支援センターによる相談支援の説明

- ※1 二戸圏域チャレンジド就業・生活支援センター カシオペア
- ※2 宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター
- ※3 気仙障がい者就業・生活支援センター
- ※4 釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センター キックオフ
- ★ 障害者職業センターによる事業主支援の説明

独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

岩手支部 高齢・障害者業務課
担当 大山・高橋・中村

〒020-0024

盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階

TEL 019-654-2081 FAX 019-654-2082



「障害者雇用納付金」の申告は、

常時雇用している**労働者**の総数が

100人を超えるすべての事業主が対象となります。

「常時雇用している労働者の総数が100人を超える事業主」とは、
令和3年4月から令和4年3月までの12か月のうち、常時雇用している労働者の総数が100人を超える(100.5人以上の)
月が**5か月以上(※)**あるすべての事業主です。

対象になると

障害者の雇用の有無に関わらず、障害者雇用納付金の申告義務があります。

令和4年度分は、前年度(令和3年4月から令和4年3月まで)の雇用障害者数をもとに、

- **障害者雇用納付金**の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、**障害者雇用納付金を納付する必要があります。**
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、**調整金の支給申請ができます。**

「障害者雇用納付金制度」とは、

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主ではその経済的負担に差が生じることとなります。

障害者雇用納付金制度は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「**障害者の雇用の促進等に関する法律**」に基づき設けられた制度です。

障害者雇用納付金の納付 1人当たり月額 50,000円(注)

【注】令和3年3月からは障害者雇用率2.3%に改正されました。

- 毎年度、納付金の申告が必要
- 法定障害者雇用率を達成している場合も申告が必要
- 法定雇用障害者数を下回っている場合は、申告とともに納付金の納付が必要

独立行政法人
高年齢・障害・求職者
雇用支援機構

障害者雇用調整金の受給 1人当たり月額27,000円

- 常用雇用労働者の総数が100人を超えており、雇用障害者数が法定雇用障害者数を超過している事業主に対し、申請に基づき支給

報奨金の受給 1人当たり月額21,000円

- 常用雇用労働者の総数が100人以下で、雇用障害者数が一定数を超過している事業主に対し、申請に基づき支給

特例給付金の受給

在宅就業障害者特例調整金等の受給

各種助成金の受給



「令和4年度 障害者雇用納付金」の申告・納付期限、調整金の申請期限は、
令和4年4月1日 から 5月16日まで となります。

※ 障害者雇用調整金等の支給金は、申請期間を過ぎた申請に対しては支給できません。

※ 年度(令和3年4月～4年3月)の途中で事業廃止した場合(吸収合併等含む)は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

詳しくは、当機構の岩手支部 高年齢・障害者業務課にお問い合わせください。

週10～20時間未満で働く障害者を 雇用する事業主の皆様への給付金のご案内

特に短い時間であれば働くことができる障害者である労働者を雇用する事業主に対する支援として、新たに「特例給付金」が支給されることになりました。

1. 支給対象となる障害者（以下「対象障害者」という。）

次のいずれも満たす障害者

- ・ 障害者手帳等を保持する障害者（注1）
- ・ 1年を超えて雇用される障害者（見込みを含む）
- ・ 週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者（注2）

2. 支給額（注3）

申請対象期間に雇用していた	単価	（週所定労働時間20時間以上の労働者（注4）の数に応じて）	支給額
対象障害者の人月（実人月数）	7,000円	100人超事業主の場合 ＝ 納付金申告義務あり	
※週所定労働時間20時間以上の障害者（注5）の人月数が上限	or 5,000円	100人以下事業主の場合 ＝ 納付金申告義務なし	
×			=

3. 申請から支給までの流れ

申請対象期間 (対象障害者を雇用した期間)	申請期間 (注6)	支給 (注3)
毎年度1年間 (4月から翌3月)	100人超事業主 : 翌4月1日～5月15日 100人以下事業主 : 翌4月1日～7月31日	10月 ～ 12月

4. 申請書の提出先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）

5. 申請書の提出方法

「機構のHPから電子申請」（注7）又は「機構都道府県支部へ郵送又は持参」



厚生労働省



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構

岩手支部の連絡先

019-654-2081

注1 「障害者手帳等を保持する障害者」とは、次の手帳等を保持する障害者です。

身体障害者	・身体障害者手帳 ・都道府県知事が指定する医師又は産業医による診断書・意見書
知的障害者	・療育手帳（都道府県により別の名称を用いる場合があります。） ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳

注2 ・週所定労働時間が10時間以上20時間未満であっても、実労働時間が10時間未満であった障害者は対象障害者に含まれません。
・週所定労働時間が20時間以上であったが、実労働時間が10時間以上20時間未満であった障害者は対象障害者に含まれます（なお、当該障害者は障害者雇用納付金の申告申請において雇用障害者としてはカウントできません。）。

注3 「100人超事業主において納付金の未納付がある事業主」「申請書に記載のあった障害者に対する適切な雇用管理の措置を欠いたことによる労働関係法令の違反により送検処分をされた事業主」には特例給付金を支給しません。

注4 「週所定労働時間20時間以上の労働者」は1年を超えて雇用される（見込みを含む）労働者に限ります。そのうち、週所定労働時間が30時間以上の労働者は1人を1人として、同20時間以上30時間未満の労働者については1人を0.5人としてカウントします。
月の初日（賃金締切日とすることも可）に在籍するこれらカウント後の労働者が100人を超える月が申請対象期間の1年間に5か月以上ある場合は「100人超事業主」（障害者雇用納付金の申告義務のある事業主）に、5か月未満の場合は「100人以下事業主」（障害者雇用納付金の申告義務のない事業主）に該当します。

注5 「週所定労働時間20時間以上の障害者」とは「週所定労働時間20時間以上の労働者」のうちの障害者のことです。障害者としてのカウントは次のとおりです。

	週所定労働時間30時間以上	週所定労働時間20時間以上30時間未満
重度の身体・知的障害者	1人を2人としてカウント	1人を1人としてカウント
重度以外の身体・知的障害者 精神障害者	1人を1人としてカウント	1人を0.5人としてカウント（※）

※週所定労働時間20時間以上30時間未満の精神障害者において特例措置に該当する場合は1人を通常0.5人のところ1人とカウントします。

注意：特例給付金の対象障害者は、重度の身体・知的障害者であっても実人数でカウントします。

注6 ・申請期間経過後に申請しても支給できません。
・100人超事業主においては納付金の申告と同時に申請することとなります。
・100人以下事業主のうち報奨金を申請する事業主は当該申請と同時に申請することとなります。
・年度の中途に事業を廃止等した場合は、事業を廃止等した日から45日以内に申請してください。

注7 令和3年度の中途に廃止等した場合、電子申請は利用できません。機構都道府県支部へ郵送又は持参により申請書をご提出ください。

電子申請が便利です

納付金 電子申請

検索



厚生労働省



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構